

○草津市の良好な環境保全条例（抜粋）

第2章 自然環境の保全

第2節 地区指定等

（保全地区の指定等）

第12条 市長は、次の各号の一に該当するもののうち、自然環境の保全等を図るため特に必要があると認める地区を自然環境保全地区（以下「保全地区」という。）として指定することができる。

- (1) 森林、草生地、丘陵地、池沼、河川等が所在する地域のうち、良好な自然状態を維持している地域であつてその保全を図ることが必要な地区
- (2) 動物の生息地または植物の生育地であつて、これらの保護または繁殖を図ることが必要な地区

2 市長は、保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ草津市環境審議会の意見を聞かなければならない。

3 市長は、保全地区を指定しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を告示し、その案を当該告示の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定による告示があつたときは、当該地区に係る住民および土地の所有者等は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について市長に意見書を提出することができる。

5 市長は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたときまたは当該保全地区の指定に関し広く意見を聞く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

6 市長は、保全地区を指定するときは、規則で定めるところにより、その旨およびその区域を告示しなければならない。

7 保全地区の指定は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。

8 第2項から前項までの規定は、保全地区の指定の解除および区域の変更について準用する。

（配慮）

第13条 市長は、保全地区の指定に当たつては、当該地区に係る住民の生業の安定に著しい支障をきたすことのないよう配慮しなければならない。

（行為の届出等）

第14条 保全地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長にその内容を届け出なければならない。

- (1) その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、または増築

すること（改築または増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築または増築を含む。）。

- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- (3) 鉱物を掘採し、または土石を採取すること。
- (4) 水面を埋め立て、または干拓すること。
- (5) 木竹を伐採し、または移殖すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、保全地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの  
(助言、指導および勧告等)

第15条 市長は、前条の規定による届出があつた場合において、その保全地区における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出のあつた日から起算して30日以内に限り、自然環境の保全のために必要な助言または指導をすることができる。

2 前条の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、その届出に係る行為に着手してはならない。

3 市長は、前条の規定による届出をしなかつた者または第1項の規定による助言もしくは指導に従わない者に対し、自然環境の保全のため必要な限度において、当該行為の中止、計画の変更、原状の回復等必要な措置をとるべきことを勧告または命令することができる。

(届出の適用除外)

第16条 次の各号に掲げる行為については、第14条の規定は、適用しないものとする。

- (1) 保全地区に関する保全事業の執行として行う行為
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (3) 法令に基づいて国および地方公共団体その他規則で定める者（以下「国等」という。）が行う行為のうち、保全地区における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
- (4) 通常の管理行為または軽易な行為のうち、保全地区における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
- (5) 保全地区が指定され、またはその区域が拡張された際当該保全地区内において、現に着手している行為

(国等に関する特例)

第17条 国等は、第14条の規定による届出を要する行為を行うときは、その届出に代えて、あ

らかじめ市長にその旨を通知しなければならない。

- 2 市長は、前項の通知について自然環境の保全のため必要があると認めるときは、当該国等と協議することができる。

(保護樹木の指定)

第18条 市長は、良好な環境を確保するため、保護すべき樹木を保護樹木として指定することができる。

- 2 第12条第2項から第8項までおよび第13条の規定は、前項に準用する。

(保護樹木に係る行為の制限)

第19条 何人も、保護樹木を損傷し、その保護に影響を及ぼす行為をしてはならない。ただし、市長の許可を得た場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、第16条第2号および第4号に掲げる行為については、適用しない。
- 3 第1項ただし書きの許可には、保護樹木を保護するための必要な限度において条件を付することができる。
- 4 第15条の規定は第1項に準用する。この場合において、「前条の規定」は「第14条の規定」に読み替えるものとする。

### 第3節 助成等

(助成等)

第20条 市長は、自然環境の保全および緑化の推進のために必要と認めるときは、規則で定めるところにより、必要な助成、指導および助言を行うことができる。

(標識の設置)

第21条 市長は、保全地区または緑化推進地区を指定したときは、その地区内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

- 2 何人も、前項の規定により設置された標識を、市長の承諾を得ないで移転し、除去し、汚損し、または損壊してはならない。